

カーボンフットプリント(CFP)

算定・表示ルール

対象製品：履物(Footwear)

Ver.1.0

2025 年 2 月

目次

I.共通の総則.....	2
II.算定ルール.....	4
III.表示ルール.....	14
IV.算定報告書.....	18
附属書.....	20

策定メンバー企業	チヨダ物産株式会社 東邦レマック株式会社 TOSMAX 株式会社 株式会社ダイヤモンド 山三商事株式会社
モデル事業事務局	ボストン コンサルティング グループ合同会社
技術コンサルティング	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社

履歴

Ver	日付	内容
1.0	2025 年 2 月 27 日	発行 環境省 令和 6 年度「製品・サービスのカーボンフットプリントに係るモデル事業」 の算定・表示ルールの共通化に向けた業界企業群支援において策定。

I.共通の総則

No.	項目	内容
1	総則	
1-1	CFP の目的	2015 年の COP21（国連気候変動枠組み条約締約国会議）で、地球の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保ち、さらに 1.5°C に抑える努力をすることを目標とするパリ協定が採択され、温室効果ガス（GHG）削減の取り組みが世界的に進められている。 日本政府は 2050 年までに排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。また、2021 年には環境省が策定した「地域脱炭素ロードマップ」において、脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会を実現することが示されている。 以上の背景を踏まえ、消費者が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会の実現を目指し、靴業界においてカーボンフットプリント（CFP）が活用できるよう、本ルールを策定した。 CFP とは、製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通した GHG 排出量を CO₂ 排出量として換算した値のことである。 本ルールは経済産業省、環境省発行の「カーボンフットプリント ガイドライン」を参照し、CFP 算定・表示で満たすべき基礎要件をクリアする水準の内容となっている。 CFP 算定を行うことで、排出量の多いポイントを特定し、効果的な対策を優先的に検討するなど、削減対策等への活用が期待できる。また、算定結果は製品に表示することで、消費者に製品の排出量についての情報提供が可能になる。 なお、本ルールは他社製品との比較を目的としていない。そのため、算定・表示の際には、誤解を招かないよう十分に配慮する必要がある。
1-2	適用範囲	履物(Footwear) (総務省日本標準商品分類中分類 80 履物 を参照)
1-3	参照ガイドライン・規格・ルール	・ 経済産業省 環境省「カーボンフットプリント ガイドライン第 1 部・第 2 部」2023 年 3 月 ・ 経済産業省 環境省「カーボンフットプリント ガイドライン(別冊) CFP 実践ガイド」2024 年 3 月 ・ ISO14026 : 2017 ・ 環境省 経済産業省「カーボンフットプリント表示ガイド」2025 年 2 月 ・ 環境省「環境表示ガイドライン」平成 25 年 3 月版 参考 グリーン・バリューチェーン プラットフォーム

		https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html 農林水産省 経済産業省 環境省による「脱炭素経営」の総合情報プラットフォーム
1-4	対象とする GHG	本ルール策定時最新の IPCC 第 6 次評価報告書(AR6)を参照し、以下の GHG を対象とする。 ・ 二酸化炭素(CO₂) ・ メタン(CH₄) ・ 一酸化二窒素(N₂O) ・ ハイドロフルオロカーボン類(HFCs) ・ クロロフルオロカーボン類(CFCs) ・ パーフルオロカーボン類(PFCs) ・ 六フッ化硫黄(SF₆) ・ 三フッ化窒素(NF₃) CO₂以外の GHG は IPCC 報告書 100 年 GWP を用いて換算し、CO₂e (CO₂相当量) として対象 GHG の合計値を表示する。 なお、II.算定ルール 2-3 で推奨するデータベースが対象としている GHG に上記と相違がある場合も本ルールにおいては許容するものとする。
1-5	改定	変更及び修正は策定関係者で協議を行い、その結果をもって改定される。 以下を想定するが、これに限るものではない。 ① 参照するガイドライン・規格・ルールの改定があった場合 ② 改定の必要性についてステークホルダーから提起された場合 ③ 算定取組みの情勢や他業種の意見・情報を参考に改善が可能な場合 また、策定関係者は業界内から幅広く参加を呼び掛け、閉鎖的とならないよう努める。
1-6	その他	本ルールを参照して算定・表示された CFP は他社製品との比較は出来ない。 比較広告も不可とする。

II.算定ルール

No.	項目	内容
1	算定対象	
1-1	算定対象の粒度	製品の品番とサイズの組み合わせを算定粒度とする。 ・ サイズ選択は算定事業者の任意とし、算定結果にサイズを併記する事。 ・ 同デザインかつ同素材のカラー違いは、排出量に大きな差が無いと想定される場合は同一製品とみなしてもよい。ただし、その旨を算定報告書へ記載する事。 ・ 品番が同じであっても、デザイン違いおよび素材が異なる場合は同一製品とみなさない。 ・ 同一製品のサイズ違いは、算定したサイズの CFP 結果から製品重量比率で推計してもよい。ただし、その旨を算定報告書へ記載する事。 履物（Footwear）は展開するサイズが幅広い場合が多く、また製品によって標準サイズや平均サイズ、生産数の多いサイズが異なる。そのため、サイズの選択は算定事業者の任意とした。ただし、サイズの選択についてはその選択理由を明確にしておくことが望ましい。（例 その品番での中央サイズ、展開サイズで最も生産数の多いサイズ、算定要望のあったサイズ等） 【重量比率による同一製品の他サイズ推計について】 生産する全サイズの CFP を個別に算定する事が困難な場合は、算定したサイズの CFP を基準として製品の重量比率で推計し、その結果をもってそのサイズの CFP とすることを本ルール上では許容する。 ただし、算定サイズ以外の推計結果を表示する際は、その数値が推計である旨を算定報告書へ記載する事。 ・ 推計値の算定式 $\text{算定サイズの kg-CO}_2\text{e} \div \text{算定サイズの重量 kg} \times \text{他サイズの重量 kg} = \text{他サイズの推計 kg-CO}_2\text{e}$ ※計算する数値には 1-4 製品構成要素の全てを含むこと。
1-2	有効期限	本ルールでは設定しない。 ただし、適切な頻度で再算定や情報更新することが望ましい。 算定結果へ±10%を超える影響が考えられる場合や、長期間製造される製品においては算定からの時間経過により実態や実情にそぐわなくなったと考えられる場合は再算定に努める。
1-3	算定単位	消費者に提供される販売単位
1-4	製品構成要素	算定には以下の構成要素を含むものとする。 ・ 製品本体（履物・Footwear） ・ 附属品（替え紐や交換用リフト、取り外し可能な装飾パーツ等で、その製

		品に常時同梱されるもの) ・ 包装、副資材 (1 足箱やビニール袋、ライスペーパーや仕切り紙、紙管等、製品の保護保形を目的とした資材。及び値札やブランドタグ、品質表示タグとそれを取り付ける糸類やリーフレットやシール等。製品に常時附属し同梱する事を前提にした資材全般。) ・ 輸送時の梱包 (輸送時に使用される段ボール箱や折りたたみコンテナ等)				
1-5	ライフサイクルステージ	以下の 5 段階全てを含むものとする。 1. 原材料調達 2. 生産 3. 流通・販売 4. 使用・維持管理 5. 廃棄・リサイクル				
1-6	対象プロセス	対象プロセスは一般的なライフサイクルフロー図を例として附属書 A に示す。附属のフロー図は参考例の為、算定時には製品に応じたフロー図を作成すること。 1. 原材料調達段階 製品の原材料及び生産段階までの輸送。 履物製造時の重要性を考慮して、生産に使用する型類（ラスト・モールド・抜型等）を本ルールでは原材料調達段階に含めるものとする。 2. 生産段階 工場などでの生産。電力（直接・間接を含める事）、燃料、水などの使用。生産で発生する廃棄物処理。外部での検品は生産段階に含める。 ・ 電力の直接排出と間接排出 直接排出：発電時のエネルギー転換による排出 間接排出：原料採掘や輸送、生産、設備建設や廃棄等による排出 ・ 電力を 2-3 で推奨するデータベースを利用して計算する場合の例示 ① 「AIST-IDEA Ver.3.4」の下記製品コード・製品名の排出係数を使用する場合は直接排出と間接排出の両方が含まれているため、活動量にそのまま乗じることで直接・間接の両方が計算できる。<table><tr><td>331131021pJPN</td><td>電力, 日本平均, 2021 年度, JPN</td></tr><tr><td>332211021p</td><td>電力, Ember, (国名) , 2021 年, (国・地域コード)</td></tr></table> ② 「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」の係数を使用する場合は「直接排出」のみのため、「間接排出」も計算すること。間接排出は「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出係数データベース」の表 7「燃料調達時の排出原単位」を使用して計算する。なお、この方法には発電設備建設・廃棄部分が含まれない。本ルール策定時点では「カーボンフットプリントガイドライ	331131021pJPN	電力, 日本平均, 2021 年度, JPN	332211021p	電力, Ember, (国名) , 2021 年, (国・地域コード)
331131021pJPN	電力, 日本平均, 2021 年度, JPN					
332211021p	電力, Ember, (国名) , 2021 年, (国・地域コード)					

		ン（別冊）CFP 実践ガイド」での対応案を参照し、発電設備建設・廃棄部分はカットオフとしてもよい。 3. 流通・販売段階 工場など（場合によって外部検品会社）から顧客の手元に届くまでの輸送と倉庫保管や販売。またその間に発生する廃棄物処理。 4. 使用・維持管理段階 顧客による製品の使用と維持管理。 製品の特性や想定する使用・維持管理方法により、エネルギー投入や消耗品の投入が無いと思われる場合（例えば布やブラシでの清掃等）は使用・維持管理段階の排出量は 0.0kg-CO₂e となる。 その場合は排出量を 0.0kg-CO₂e とするか、算定対象外とする。どちらにおいても、算定報告書へ使用・維持管理段階の排出が無い旨を明記すること。 5. 廃棄・リサイクル段階 使用済み製品の輸送と処理。
1-7	カットオフ基準・対象	シナリオや 2 次データの使用により算定可能な場合は行わない事。以下に挙げる項目やその他十分な情報が得られずシナリオ設定が困難な項目で算定結果に影響が極めて少ないと合理的に推察できる範囲をカットオフ対象とする。 カットオフは CFP への影響が累計で 5%以下であると推察できる範囲とする。 ① 消耗品で製品の種類に関係なく生産に使用されるもの ・ ミシン針、マスク、手袋、ハサミ、ペンチ、ハケ、千枚通し等 ・ 生産設備のマシンオイル、生産機に塗る離型剤等 ② 容器包装や梱包資材 ・ 原材料を調達した際の容器包装や梱包資材 ・ 製品を輸送する際の輸送時の梱包材 ・ 流通、販売段階で追加される梱包材と、それを調達する際の容器包装や梱包材、輸送や廃棄のプロセス。 ③ 対象製品に個別化できないもの ・ 生産工場の建設や、生産設備の調達や廃棄 ・ 生産時に投入される電力の間接排出のうち発電設備建設や廃棄 ・ 事務部門や企画開発部門（現地駐在や出張に係る移動や宿泊を含む）に係る排出量 ・ 外部に依頼した検品・検針に使用されたエネルギーに係る排出量 ・ 輸送経由地での倉庫管理プロセス ・ 販売プロセス

		・ 消費者の移動 ・ 製品の使用や維持管理 ④ 質量が極めて少ない原材料 ・ 投入量が投入質量累計で 5%未満のもの
2	データ収集方針	
2-1	1 次データの収集	・ 活動量については 1 次データの収集に努める。特に算定事業者の所有、管理下、大きな影響を与える立場にある活動量については、1 次データを収集する事が望ましい。1 次データが収集困難な場合には統計データの引用やシナリオなど、2 次データを使用する。 ・ 排出係数については 1 次データが収集できない場合は 2 次データを使用する。(例 原材料にサプライヤー提供の CFP があればそれを使用する。ただし、ライフサイクルステージを確認しダブルカウントのないように注意する) なお、1 次データ収集の範囲拡大と精度向上を継続的に目指すため以下を行う。 ① CFP 算定の必要性やその手法について自社やサプライヤーへの説明と協力の継続的な要請。 ② 提供されたデータについて、算定事業者が実施可能な範囲での精査。
2-2	1 次データの要求品質	・ 時間範囲 直近の 1 年間とする。ただし、直近の 1 年間と同等であると妥当性が得られる場合は収集可能なデータの内、最新のものを使用する。 季節変動などを標準化するため、データは 1 年分が望ましいが変動による差が生じない、もしくは軽微の場合は考慮する必要は無いものとする。 ・ 地理的範囲 プロセスが実施されている地域・施設のデータであること。範囲内で収集できない場合は取得データに地域差を考慮すること。ただし、地域差による影響がない、もしくは軽微である場合は考慮する必要は無いものとする。 ・ 技術範囲 算定対象製品の製造技術データを収集する。合理的な説明が可能な場合は同等と判断できる類似製品を製造した技術のデータの使用も認める。 ・ 再現性 算定に用いたロジックやデータを元に、同じ組織内の他者等が再算定できるようにすることが望ましい。そのためにもデータソースが明確であること。
2-3	2 次データの収集	下記の 2 次データベースの使用を推奨する。

		「AIST-IDEA (Inventory Database for Environmental Analysis)」 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 IDEA ラボ (本ルールにおいては AIST-IDEA Ver.3.4 を使用する場合は「LCIA 結果_GWP」影響評価「気候変動 IPCC 2021 GWP 100a without LULUCF」を用いるものとする。) なお、2-4 の 2 次データの要求品質でも記載の通り AIST-IDEA のバージョン並びに IPCC 評価報告書 GWP100a については最新版を用いる事が望ましい。LULUCF については現時点では without を用いる事としているが、将来的には変更される可能性がある。 「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html - 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度「電気事業者別排出係数一覧」 (上記係数は直接排出分のみであるため、使用する場合には間接排出分を別途加えること) https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/ - 研究機関、業界団体、企業群などで公開している原単位
2-4	2 次データの要求品質	- 算定者の可能な範囲で最新データを使用するものとする。 複数のデータベースを使用する場合や、同じデータベースでバージョン違いを使用する場合は一貫性を持ち、恣意的な選択は行わないものとし、何故そのデータを選択したかの合理的な説明ができるようにする。 - 再現性の確保として、限定・有料を含め公開されているデータであり、その出典を明確にする。
3	算定方法	
3-1	プロセス共通の配分ルール	個別のデータ取得が可能な場合は、配分は行わない。 個別のデータ取得が困難な場合のみ以下の優先順位にて配分を行う。 1. 物理的特性(数量、質量、体積、面積など) 2. 経済的価値(売上金額など) 配分は一貫性があり恣意的・作為的と誤解されない合理的な方法にて行う事。
3-2	プロセス個別の配分ルール	- 原材料調達段階 サプライヤーから原材料等ではなく、加工品を調達する際の原材料調達の算定は以下の優先順位で算定に努める。 1. 加工品の CFP を上流サプライヤーより入手する。 2. 加工品の個別原材料と使用エネルギーの活動量を収集し、2 次データベースの排出係数を乗じ、合計する。 3. 加工品と同等あるいは類似する製品を 2 次データベースから選択し、活動量に選択した製品の排出係数を乗じる。 4. 加工品と同等あるいは類似する製品が選択できない。かつ、加工品の生産で使用されるエネルギーデータが入手困難な場合は、加工品を構成する主

		な個別原材料の活動量に 2 次データベースの排出係数を乗じ、合計する。 ・ 生産段階 附属書 A ライフサイクルフロー図（例）に生産工場でのプロセス例(裁断～保管)を記載しているが、プロセスごとの電気や水の投入量が不明な場合は 3-1 で記載の優先順位にて配分を行う。 なお、水については算定する製品の生産や検査等に使用していない場合は計算する必要は無い。																											
3-3	シナリオ	1 次データの収集が困難な場合は以下のシナリオを利用してもよい。 3-3-1 輸送シナリオ 【輸送距離】 日本国内 ・ 市内もしくは近隣市間に限定されることが確実な輸送の場合：50km ・ 県内に限定されることが確実な輸送の場合：100km ・ 県間輸送の可能性が含まれる輸送の場合：500km ・ 特定地域に限定されない輸送の場合：1000km 海外 ・ 海外における国内輸送の場合：500km ・ 陸送のみで、国境を超える輸送の場合：1000km ・ 航行の場合：港間の距離、空港間の距離 【輸送手段及び積載率】 「AIST-IDEA Ver.3.4」での例示 <table><tr><td colspan="3">日本国内</td></tr><tr><td>輸送</td><td>441111234pJPN</td><td>トラック輸送, 10 トン車, 積載率_平均, JPN</td></tr><tr><td>廃棄物</td><td>882111000pJPN</td><td>産業廃棄物収集運搬, JPN</td></tr><tr><td>輸送</td><td>881511000pJPN</td><td>ごみ収集運搬, JPN</td></tr></table> 航行 <table><tr><td>451200107p</td><td>コンテナ船輸送, <4000TEU,</td></tr><tr><td>462111000p</td><td>航空輸送, 国内貨物,</td></tr><tr><td>462112000p</td><td>航空輸送, 国際貨物,</td></tr></table> ※1TEU は 20 フィートコンテナ 1 本相当 ※<4,000TEU は 4000TEU 未満 海外 <table><tr><td>輸送</td><td>441111234pGLO</td><td>トラック輸送, 10 トン車, 積載率_平均, GLO</td></tr><tr><td>廃棄物</td><td>882111000pGLO</td><td>産業廃棄物収集運搬, GLO</td></tr><tr><td>輸送</td><td>881511000pGLO</td><td>ごみ収集運搬, GLO</td></tr></table>	日本国内			輸送	441111234pJPN	トラック輸送, 10 トン車, 積載率_平均, JPN	廃棄物	882111000pJPN	産業廃棄物収集運搬, JPN	輸送	881511000pJPN	ごみ収集運搬, JPN	451200107p	コンテナ船輸送, <4000TEU,	462111000p	航空輸送, 国内貨物,	462112000p	航空輸送, 国際貨物,	輸送	441111234pGLO	トラック輸送, 10 トン車, 積載率_平均, GLO	廃棄物	882111000pGLO	産業廃棄物収集運搬, GLO	輸送	881511000pGLO	ごみ収集運搬, GLO
日本国内																													
輸送	441111234pJPN	トラック輸送, 10 トン車, 積載率_平均, JPN																											
廃棄物	882111000pJPN	産業廃棄物収集運搬, JPN																											
輸送	881511000pJPN	ごみ収集運搬, JPN																											
451200107p	コンテナ船輸送, <4000TEU,																												
462111000p	航空輸送, 国内貨物,																												
462112000p	航空輸送, 国際貨物,																												
輸送	441111234pGLO	トラック輸送, 10 トン車, 積載率_平均, GLO																											
廃棄物	882111000pGLO	産業廃棄物収集運搬, GLO																											
輸送	881511000pGLO	ごみ収集運搬, GLO																											

		3-3-2 廃棄物の取り扱いシナリオ 廃棄処理方法について 1 次データの収集が困難かつ、シナリオ設定できない場合は紙類やプラスチックのように焼却できるものは全て焼却処理とし、金属のように焼却できないものは全て埋め立て処理として算定する。 ただし、海外での廃棄物（生産段階で出力される廃棄物）の扱いについては現地の廃棄処理方法が把握できる場合は現地の状況を反映する事が望ましい。 【紙製廃棄物の国内処理方法】 ・ 段ボール：リサイクル 97.8% 焼却処理 2.2% 段ボールリサイクル協議会 https://www.danrikyo.jp/ 第 4 次自主行動計画「容器包装 3 R 推進のための自主行動計画 2025」 2023 年度実績 項目リサイクル回収率より ・ リサイクル可能な紙類：リサイクル 81.6% 焼却処理 18.4% 公益財団法人 古紙再生促進センター http://www.prpc.or.jp/ 統計資料「古紙回収率推移」2023 年計より 上記は本ルール作成時のデータである。算定時点の最新データ、または算定対象期間のデータを参照してもよい。 国内で紙製廃棄物をリサイクル処理とした際の排出原単位を「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース Ver.3.4」より例示する。 <table><tr><td>廃棄物【種類・処理方法別】</td><td>表 8-3</td><td>リサイクルされるもの</td><td>紙くず</td></tr></table>	廃棄物【種類・処理方法別】	表 8-3	リサイクルされるもの	紙くず
廃棄物【種類・処理方法別】	表 8-3	リサイクルされるもの	紙くず			
3-4	算定方法の個別事項	3-4-1 履物を生産する際に使用される型類の算定方法 本ルールにおいて型類は履物の製造において重要な要素の一つであると判断し、原材料段階に含むことが望ましいと考えた。そこで、以下に型類の算定方法を設定する。 【型類の定義】 製品を生産する際に使用される各種型類 ・ ラスト（木型）：足の形を模した型類 ・ モールド：成型するための型類 ・ 抜型：裁断するための型類 【型類の配分方法】 それぞれの型類の活動量は 活動量＝型の質量÷生産数 とする。 ・ 1 つの形が複数のサイズや異なる品番で共通使用される場合は、それらの生産数を合計して配分してよい。 例 ・ 踵パーツのモールドは 1 つで 2 サイズ共通で使用				

	・ラストは品番違いの 3SKU 共通で使用 - 生産数には「累計生産足数」「今後見込まれる生産足数」「それらの合計足数」を使用しても良い。なお今後見込まれる生産足数の期間は 1 年間とする。 - 累計生産足数を使用する場合、劣化や消耗等により新たな型類が追加された際は型の質量も加算すること。 【型類の排出係数】 以下に「AIST-IDEA Ver.3.4」での製品コードと製品名を例示する。 この例示は本ルール策定時にモデル事業での検討会を経て設定している。しかし靴の生産には様々な製法があり、型類も多様であるため、特性に合わせてより適当な製品名を選択できる場合はそちらを優先してよい。 また、型類の排出係数についても引き続き検討が必要な事項である。そのため、算定後に本ルールの製品名例示が追加・変更になった場合はルールの更新以前に算定された算定結果について排出係数の選択を修正するかどうかは算定事業者の任意とする。CFP 算定については精度向上を目指し適宜変更される可能性があり、そのたび算定結果を修正する事は困難であると考えられるためである。 なお、算定報告書には報告年月と算定ルールについて記載しておくことで、算定以降に参照したルールに変更があったと判断できる。 ・ラスト（木型） <table border="1"> <tr> <td>163529000p</td><td>その他のプラスチック,</td></tr> <tr> <td>235211000p</td><td>アルミニウム・同合金鋳物,</td></tr> </table> ※プラスチック製は一部に金具が使われているものも含む ・モールド <table border="1"> <tr> <td>269211000p</td><td>プラスチック用金型,</td></tr> <tr> <td>269212000p</td><td>ゴム・ガラス用金型,</td></tr> </table> ・抜型 <table border="1"> <tr> <td>269111000p</td><td>プレス用金型,</td></tr> </table> 【型類の廃棄とリサイクル】 生産段階の廃棄物処理に関するデータが取得できない場合は、3-3-2 廃棄物の取り扱いのシナリオに基づいて計算する。 廃棄物（金属等）がリサイクルされることが確実である場合については、まだ決まったルールが存在していない為、「カーボンフットプリント ガイドライン（別冊）CFP 実践ガイド」経済産業省、環境省 2024 年 3 月発行(P39～P40)を参照して計算してよい。 （上記ページ数は本ルール策定時の最新版でのページを記載している。算定を行う際は常に最新版を確認し参照すること。）	163529000p	その他のプラスチック,	235211000p	アルミニウム・同合金鋳物,	269211000p	プラスチック用金型,	269212000p	ゴム・ガラス用金型,	269111000p	プレス用金型,
163529000p	その他のプラスチック,										
235211000p	アルミニウム・同合金鋳物,										
269211000p	プラスチック用金型,										
269212000p	ゴム・ガラス用金型,										
269111000p	プレス用金型,										

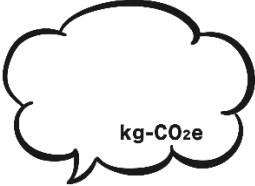
		3-4-2 再生可能エネルギーによる自家消費発電の算定方法 事業所で使用する電力の一部ないしは全部を再生可能エネルギーで自家消費発電(電気事業者から供給を受けない)している場合の再生可能エネルギーに関する排出量は、間接排出のみを計算する。 (例：生産工場の屋根に太陽光パネルを設置して、生産に使用する電気エネルギーを全て自家発電・自家消費している) 再生可能エネルギー使用量×排出係数＝間接排出量 再エネの内、太陽光発電を使用していた場合の「AIST-IDEA Ver.3.4」製品コードと製品名を例示する。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">再エネ例 太陽光発電</td><td>日本</td><td>337513300pJPN 発電用エネルギー, 太陽光, Scope2Scope3 算出用(燃焼以外), JPN</td></tr> <tr> <td>海外</td><td>338513000pGLO 発電用エネルギー、太陽光、GLO</td></tr> </table> なお、再生可能エネルギーの使用は一部で、電気事業者からの供給も受けている場合、その分は 1-6 対象プロセス 2.生産段階を参考に別途計算する事。 3-4-3 再エネ証書等を用いる際の算定方法 本ルールでは外部から購入した電力及び熱について、以下に注意の上、再エネ証書等を利用してもよい。 ・再エネ証書は調達した市場で使用する事を求めているため、海外事業所(生産工場等)に日本国内の再エネ証書は適応できない。(国境を境に市場が異なると判断される可能性が高い。) ・制度によっては使用期限が決まっている場合がある。 ・使用した証書等及びその使用内容に関しては算定報告書へ詳細を明記する必要がある。 使用期限の考え方や算定方法については経済産業省・環境省「カーボンフットプリントガイドライン第2部」に詳しく説明されているので、そちらを参照する事。	再エネ例 太陽光発電	日本	337513300pJPN 発電用エネルギー, 太陽光, Scope2Scope3 算出用(燃焼以外), JPN	海外	338513000pGLO 発電用エネルギー、太陽光、GLO
再エネ例 太陽光発電	日本	337513300pJPN 発電用エネルギー, 太陽光, Scope2Scope3 算出用(燃焼以外), JPN					
	海外	338513000pGLO 発電用エネルギー、太陽光、GLO					
4	その他個別事項の取り扱い						
4-1	土地利用・土地利用変化	算定方法が確立されていないため、現時点では本ルールの対象には含めない。					
4-2	カーボンオフセット	CFP の算定にカーボンオフセットを適用してはならないものとする。 カーボンニュートラル製品・カーボンオフセット製品と表示する場合、カーボンオフセットを適用していない CFP を示した上で、排出される GHG 相当量をカーボンオフセットにより埋め合わせした製品である事を明記している必要がある。また、利用したカーボンオフセットの情報も併せて示すこと。					
4-3	マスバランス方式	規格が確立されていないため、現時点では本ルールに適用しない。					
5	検証						
5-1	第三者検証の有無	第三者検証を実施する事が望ましいが、必須としない。					
6	今後の検討事項						

6-1	検討事項や要望として挙げられている事項	算定時の考え方の違いによる数値差や、算定負荷の軽減。また、将来的な比較可能性を目指す為など様々な観点から今回の策定時点において引き続き検討が必要と考えられる事項をまとめた。この事項に限らず、算定実績が増えることでさらなる課題追加や検討を重ねていくことが必要。 ・使用頻度が高く、判断が分かれる原材料や加工品、およびプロセスの2次データベースでの排出係数選択について。 ・生産に使用する型類（ラスト・モールド・抜型等）を配分する生産数の考え方について。 ・事業者の状況により、原材料の活動量収集粒度が異なる可能性があるため、加工品の配分方法やシナリオの設定ができるかについて。
-----	---------------------	--

III.表示ルール

No.	項目	内容
1	CFP 表示の原則	
1-1	信頼性・信用性	・ CFP の結果に影響を与える要因の変化にあわせて、柔軟に CFP の数値や表示の見直しを行うこと ・ 実務の観点で CFP 算定・表示が現実的であること ・ CFP 算定・表示に係る費用対効果のバランス 上記に留意したうえで、信頼できる算定方法により、信用できる情報を提供する。
1-2	ライフサイクル	製品ライフサイクルの全ての段階を考慮する。
1-3	比較可能性	現段階では他社製品との比較は行わないこと。しかし、将来的には同じ製品群で、同じ機能を持つ他社製品との比較を可能にすることを目指す。
1-4	透明性	定量的な情報、説明文により、表示している CFP がどのように算定されたかを確認することができる。
1-5	地域性	生産・使用・廃棄が行われる場所によって CFP の値が変わる可能性があることを考慮する。
2	CFP 表示	
2-1	CFP と共に示す情報	CFP は算定の詳細情報（算定報告書）とは別に下記の内容を製品および製品に附属するタグや容器などに表示する。そのため限定的な情報提供をする際は誤解を招かぬよう下記①～⑤の内容を含めて表示する必要がある。 ① CFP の結果 ・ 算定結果の合計数値 ・ 表示単位は kg-CO₂e とする。 ・ 表示は小数第一位までは必須とし、表示する位の下の位を四捨五入する。 ② 算定の単位 ・ 品番(ブランド名を含めてもよい) ・ 算定サイズ ・ カラーについては同品番でデザイン違いや素材違い製品がある場合は CFP がどの製品を表しているか分かるように表示する。 ③ ライフサイクルステージ ・ 全ライフサイクルステージを含んでいることを表示する。表示方法として 2-1⑤説明文の「カーボンフットプリント(CFP)とは」をそのまま記載してもよい。 ④ 算定報告書へのアクセス方法 情報へのアクセスを例示するが、以下の方法に限定されるものではない。 ・ web 上の算定報告書へ直接アクセスできる URL や二次元コード

		・表示者への連絡先として電話番号やメールアドレス、住所 ・web サイトの問い合わせページへの説明や URL や二次元コード ・製品への算定報告書添付 ⑤ 説明文 ・誤解を招かないよう説明文を結果の近く、または分かる場所に表示する事。 以下の説明文をそのまま使用することもできる。 カーボンフットプリント（CFP：Carbon Footprint of Product）とは、製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通した温室効果ガス排出量を、CO₂排出量として換算した値のことです。なお、この CFP は他社製品との比較を目的としたものではありません。
2-2	CFP 表示媒体	製品本体またはパッケージ、タグ、取扱説明書、カタログ、広告、SNS 広告、販売店での販促物（POP 等）、動画、Web サイト等。以上は例示であり、これらに限定するものではない。
2-3	CFP 表示における基本的な考え方	CFP を表示する際は、下記の基本的な考えに基づいて行うこと。 ① 誤解を招かない表示 ・表示は CFP 算定の結果を正確に反映させ、誤解を招かないものであること。 ② 情報を正確に表示 ・算定で得られた結果から確認できない内容は表示しないこと。 ③ 対象を明確にした表示 ・対象の製品を明確に特定できること。 ④ 表示の更新 ・表示は再算定を行った時点で更新することが望ましい。 ただし、再算定の時期と、生産や副資材手配の時期に差があることや、すでに製造された在庫や市場に出回っている製品の表示を付け替える負担などを考慮する必要がある。そのため、事業者は実現可能な範囲での迅速な表示更新に努めることとし、表示済み製品の付け替えについては事業者の判断に委ね、必須とはしない。 ⑤ 検証済を示唆する表示 ・CFP を表示するために算定結果の第三者検証を行う事は必須ではないが、検証を受けていないのに検証を実施していると誤解させるような表示をしてはならない。 ・CFP 算定の第三者検証を行った場合、その旨を記載する事ができる。 ・CFP 算定の検証を表示するにあたっては、第三者機関の検証報告書等へのアクセスが可能でなければならない。 ・CFP と関係のない基準等の検証を受けている場合に、その検証があたかも CFP の検証であるかのように誤解させる可能性のある表示をしてはならない。

3	グラフィック	
3-1	グラフィックの使用	本ルールを使用した CFP 算定結果の表示には、下記のグラフィックを使用するものとする。グラフィックは以下の用途において使用できる。 ・ 靴業界の事業者が算定した CFP の表示 ・ 業界の CFP に関する取組や本ルール、グラフィック自体の紹介や案内 ・ それ以外の使用については商標登録者が個別に判断する。 CARBON FOOTPRINT  グラフィックの使用には申請が必要である。 グラフィックは本ルールを使用して算定された CFP 表示にのみ使用でき、本表示ルールに則って使用されるものとする。 また、グラフィック使用の許諾は CFP に関して検証、認証、合格等を与えるものではない。当該グラフィックはそのような意味を付与するものではない。誤解を招くような使用は固く禁止する。 グラフィックの仕様に関しては付属書 C 参照。 ※チヨダ物産株式会社にて商標出願中
3-2	文字や数字の使用	グラフィックには 2-1 の①～⑤を一緒、または近くに表示すること。 算定結果はグラフィック内の指定の場所へ記載すること。 文字と数字は判読可能であること。
3-3	グラフィックの大きさの表現	表示スペースの関係で、視認性を損なわない範囲でマークの大きさを変更する事は可能だが、マークの大きさの違いが排出量の違いと誤解されるような表示はしてはならない。また、グラフィックのアスペクト比は変更してはならない。
3-4	別の対象領域の連想	グラフィックは CFP を表示する以外の環境表示に使用してはならない。 また、誤解を避けるため、表示ルール 2-1⑤の説明文を近くに表示して使用すること。
3-5	グラフィックの加工	グラフィックは他のブランド、企業や環境シンボルと関係付けるような加工をしないこと。
3-6	他のグラフィックとの区別	グラフィックは他のブランド、企業、環境シンボルと簡単に区別できる方法で表示すること。

3-7	分かりやすさ	グラフィックは適用される製品の適した位置に付けられ、適切な大きさであること。
4	今後の検討事項	
4-1	検討事項や要望として挙げられている事項	・消費者にとってわかりやすい CFP 情報の表示については引き続き検討が必要。 ・タグへ算定年月を表示するなどの案がある。

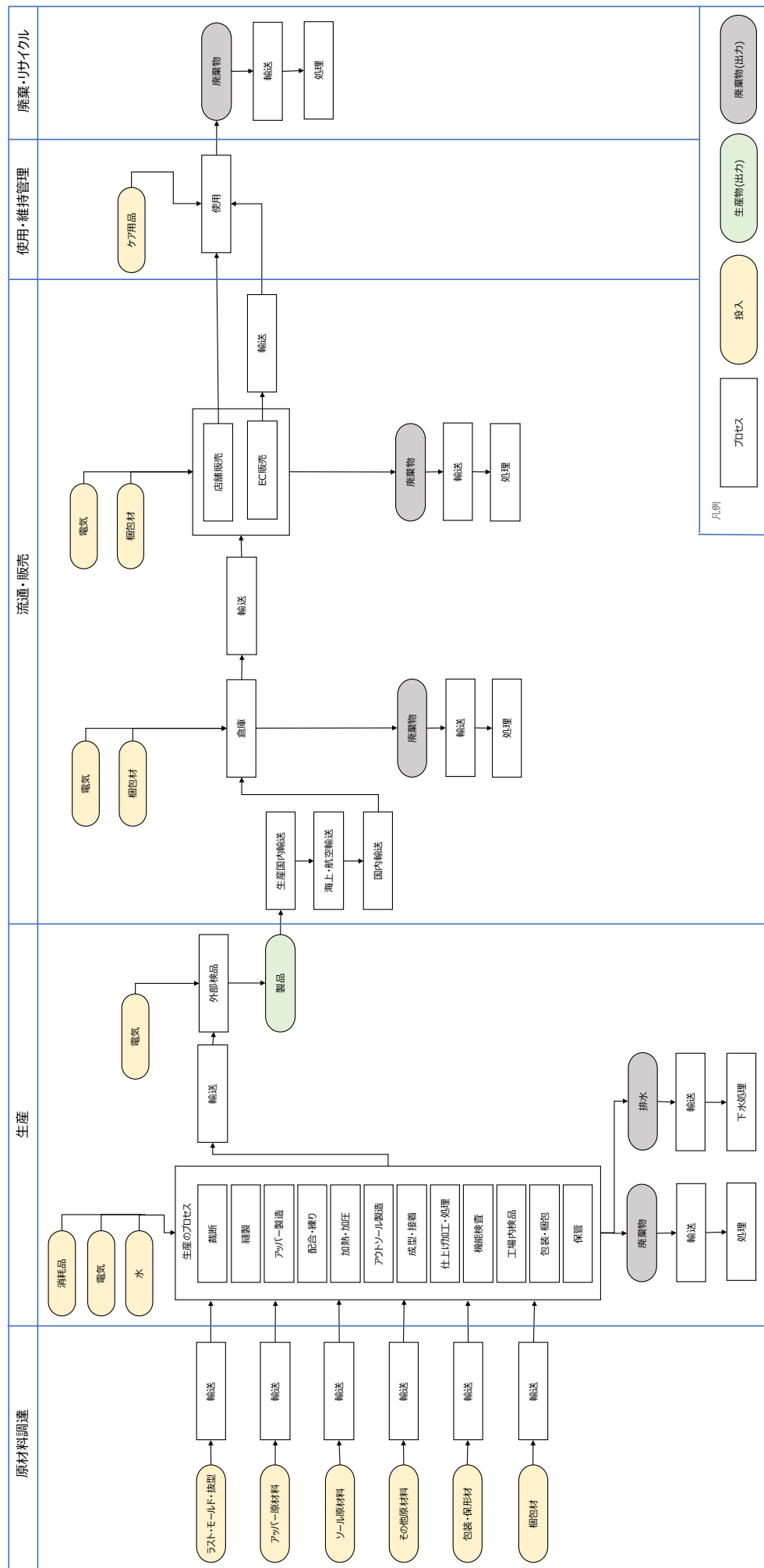
IV.算定報告書

No.	項目	内容
1	算定報告書	
1-1	必要性	CFP 算定の結果及び補足情報は算定報告書に記載する。 ・ CFP を公表する事業者は、消費者が算定の内容を理解できるよう努め、透明性を担保し十分詳細に説明するために算定報告書を作成する。 ・ CFP を外部に公表しない場合も算定報告書は本算定ルールや参照しているガイドライン等の規定を満たしていることを証明する目的を持つため、作成することが望ましい。
1-2	公開	CFP の表示を行う事業者は、算定報告書の公開が必要となる。 ・ CFP 表示と共に算定報告書へのアクセス方法を分かりやすく示すこと。 ・ 事業者の状況により公開方法を選択できる。
1-3	記載情報	CFP 算定報告書に記載すべき項目の詳細はカーボンフットプリントガイドライン、CFP 実践ガイドを参照して以下に示す。 当てはまる項目を算定報告書へ記載するものとする。算定報告書の書き方や算定報告書に含める情報は「カーボンフットプリント ガイドライン(別冊) CFP 実践ガイド」を参照して作成してもよい。 A) 算定単位(品番・サイズ・色) B) システムバウンダリー (算定対象のライフサイクルステージやプロセスの範囲) C) 重要な単位プロセスの一覧 D) データソース、データ収集に関する情報 E) 対象とした GHG の一覧 F) 選択された特性化係数 G) 選択したカットオフ基準とカットオフ対象としたもの H) 配分の方法(1 次データが配分計算したものであるかどうかを含む) I) 土地利用等の特定の GHG 排出除去(吸収)のタイミング(該当する場合) J) 使用したデータに関する情報(1 次データ比率、データの選択基準、品質に関する評価を含む) K) 感度分析及び不確実性評価の結果 L) 電力の取り扱い(系統電力の排出係数の計算や関連する制約を含む) M) 解釈の結果(結果と限界を含む) N) 価値に基づく判断をした場合の開示と正当性の説明 O) スコープ(機能単位、システムバウンダリー等)の正当性 P) ライフサイクルのステージの説明(使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオの説明を含む) Q) 算定に用いた使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオと異なるものを採用した場合に、最終的な結果に与える影響の評価 R) CFP 算定対象とした期間 (使用したデータの対象期間を含む)

		S) 参照した製品別算定ルール、またはその他の要件 T) パフォーマンス・トラッキングに関する説明(該当する場合) ・ 結果に与える影響が重要でない事項についてはその理由について説明した上で、詳細な検討・報告を省略する場合がある。 ・ また、情報開示・提供に用いる際には情報の機密性を考慮した上で必要に応じて報告項目を選択して提供する場合がある。
1-4	算定報告書の書き方	算定報告書の作成にあたり、フォーマットに決まりはない。 参考としてフォーマット例を附属書 B に示す。 ・ 本ルールを使用した CFP 算定を行う事業者は、附属書 B の算定報告書フォーマット（例）を使用してもよい。 ・ フォーマットの項目や内容は必要に応じて算定者が追加・修正すること。 ・ 複数の製品について記載項目に共通する部分がある場合、まとめて記載してもよい。

附属書 A

ライフサイクルフロー図(例)



※このフロー図は参考例のため、算定時には製品に応じたフロー図を作成すること。

附属書 B

算定報告書フォーマット（例）

報告年月日	20YY 年 MM 月 DD 日
更新情報	初回
算定目的	（例） ・ 自社製品の GHG 排出量の把握、分析 ・ CFP を活用したマーケティング活動 ・ ステークホルダーからの開示要求への対応 この CFP は他社製品との比較を目的としたものではありません。
算定単位 （製品情報）	ブランド 品番 カラー サイズ 製品説明（紳士ビジネスシューズ、パンプス、子供スニーカー等） （参考：カラー違いを同一 CFP とする場合の記載例 算定は〇〇カラーで行いました。カラー違い製品はフロー図や使用する排出係数が同一であり、活動量も〇〇カラーに代表性があります。そのため、算定結果に大きな差は無いと想定されるため、その他のカラーも同一 CFP として扱っています。）
算定結果	kg-CO ₂ e
システムバウンダリー （算定対象のライフサイクルステージやプロセスの範囲）	ライフサイクルを全て含める ・ 原材料調達 ・ 生産 ・ 流通・販売 ・ 使用・維持管理 ・ 廃棄・リサイクル
データ収集に関する情報	活動量については 1 次データの収集に努め、1 次データが収集困難な場合には統計データの引用やシナリオを使用しました。 排出係数については 1 次データが収集できない場合は 2 次データを使用しました。 ・ 時間範囲は直近の 1 年間とし、それと同等であると妥当性が得られる場合は収集可能なデータの内、最新のものを使用しました。また、季節変動などを標準化するため、データは 1 年分としました。ただし、変動による差が生じない、もしくは軽微な場合は考慮する必要は無いものとししました。 ・ 地理的範囲はプロセスが実施されている地域・施設のデータとしました。ただし、範囲内で収集できない場合は取得データに地域差を考慮しました。また、地域差による影響がない、もしくは軽微である場合は考慮する必要は無いものとししました。 ・ 技術範囲については算定対象製品の製造技術データを収集しました。合理的な説明が可能な場合は同等と判断できる類似製品を製造した技術のデータも使用しました。 ・ 再現性については算定に用いたロジックやデータを元に、同じ組織内の他者等が再算定できるようにデータソースは明確にしました。

対象 GHG	算定時最新の IPCC 第 6 次評価報告書(AR6)を参照し、以下の GHG を対象とした。 ・ 二酸化炭素(CO₂) ・ メタン(CH₄) ・ 一酸化二窒素(N₂O) ・ ハイドロフルオロカーボン類(HFCs) ・ クロロフルオロカーボン類(CFCs) ・ パーフルオロカーボン類(PFCs) ・ 六フッ化硫黄(SF₆) ・ 三フッ化窒素(NF₃) なお、使用しているデータベースが対象としている GHG に、上記と相違がある場合も参照する算定ルールにおいては許容するものとされています。
カットオフ基準と カットオフ対象	シナリオや 2 次データの使用により算定可能な場合は行わない。 以下に挙げる項目やその他十分な情報が得られずシナリオ設定が困難な項目で算定結果に影響が極めて少ないと合理的に推察できる範囲をカットオフ対象としました。 カットオフは CFP への影響が累計で 5%以下であると推察できる範囲とします。 (具体的なカットオフ対象を記載)
使用したデータに 関する情報	・ 「AIST-IDEA (Inventory Database for Environmental Analysis) Ver.X.X」 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 IDEA ラボ ・ 「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース Ver.X.X」 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html ・ 「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数 XX 年度実績」 環境省 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 (その他算定に使用したデータを記載)
算定結果の解釈 (結果と限界を含む)	(算定でどのような限界があったかを記載) (将来はどのような方向性を考えているかを記載) (経済産業省 環境省「カーボンフットプリント ガイドライン(別冊) CFP 実践ガイド」 2024 年 3 月 P50～第 2 節 表示・開示 (1) 表示・開示に向けた準備 ② CFP 算定報告書の作成 などにも参考に記載)
参照した ガイドライン ルール	経済産業省・環境省 「カーボンフットプリント ガイドライン第 1 部・第 2 部」2023 年 3 月 「カーボンフットプリント ガイドライン(別冊)CFP 実践ガイド」2024 年 3 月 靴業界向けルール 「カーボンフットプリント(CFP)算定・表示ルール 対象製品：履物(Footwear)Ver.1.0」 2025 年 2 月 (その他算定で参照したルール等を記載)
算定実施事業者情報	

附属書 C

グラフィック仕様

■ CFP タグ仕様



作成イメージ



チヨダ物産株式会社（商標出願中）